

固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準及び
固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準注解

平成20年11月27日総務省告示第619号設定

平成24年 3月30日総務省告示第141号改訂

平成29年12月 1日総務省告示第399号改訂

第1章 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される固定資産の減損に係る会計
基準及び注解

第1 本基準の目的及び減損の定義

- 1 地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び地方独立行政法人の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。
- 2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待されるサービス提供能力が当該資産の取得時に想定されたサービス提供能力に比べ著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第2 対象資産

本基準は、次に掲げるもの以外の固定資産に適用する。なお、重要性の乏しいものについては、本基準を適用しないことができる。（注1）

- (1) 「固定資産の減損に係る会計基準」（平成14年8月9日企業会計審議会）を適用すべき地方独立行政法人の業務に係る固定資産
- (2) 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第1章地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）において減損処理に関する定めがある固定資産（注2）

<注1>重要性の乏しい固定資産について

本基準を適用しないことができる固定資産に係る重要性の判断については、固定資産の金額的側面及び質的側面を勘案する必要があり、地方独立行政法人の業務運営における主要な固定資産については、重要性が乏しいものとしてはならない。

<注2>地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 投資有価証券（関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。）
- (2) 関係会社株式
- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

- 1 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該資産について、減損を認識するかどうかの判定を行わなければならない。
- 2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。
 - (1) 固定資産が使用されている業務の実績が、中期計画若しくは事業計画（申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第87条の12第1項の規定による関係市町村申請等関係事務を行う場合は、事業計画又は関係市町村事業計画。）又は年度計画（以下「中期計画等又は年度計画」という。）の想定に照らし、著しく低下しているか、あるいは、低下する見込みであること。
 - (2) 固定資産が使用されている範囲又は方法について、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。（注3）
 - (3) 固定資産が使用されている業務に関連して、業務運営の環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
 - (4) 固定資産の市場価格が著しく下落したこと。（注4）
 - (5) 地方独立行政法人自らが、固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったこと。（注5）
- 3 複数の固定資産が一体となってそのサービスを提供するものと認められる場合には、減損の兆候の有無について、これらの資産を一体として判定することができる。

<注3> 当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化について

当該資産の使用可能性の著しい低下については、当該資産の取得時に想定した使用可能性を基準として判断する。なお、当該資産が地方公共団体からの現物出資又は承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用可能性を基準として判断する。

<注4> 市場価格が著しく下落したことについて

固定資産の市場価格について、帳簿価額からの下落割合が50%未満であるときは、著しく下落していないものとするができる。

<注5>使用しないという決定について

使用しないという決定には、固定資産を全く使用しないという決定のみならず、固定資産の取得時に想定した使用目的に従って使用しないという決定、すなわち、用途変更の決定も含む。なお、固定資産が地方公共団体からの現物出資又は承継により取得されたものである場合には、現物出資時又は承継時に想定した使用目的を基準に判断する。

第4 減損の認識

1 次に掲げる場合に該当するときは、減損を認識しなければならない。

- (1) 「第3 減損の兆候」2(1)から(3)までに該当する場合であって、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないとき。
- (2) 「第3 減損の兆候」2(4)に該当する場合であって、当該資産の市場価格の回復の見込みがあると認められないとき。(注6)
- (3) 「第3 減損の兆候」2(5)に該当する場合であって、使用しないという決定が当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるとき。(注7)

2 上記1(1)において、当該資産の全部又は一部の使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。

- (1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。(注8)
- (2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。

<注6>市場価格の回復可能性に関する判断基準について

市場価格の回復可能性については、経済全体の状況や固定資産の性質に照らし、相当の期間内に固定資産の市場価格が帳簿価額の相当程度まで回復する可能性があるかどうかを判断することとする。

<注7>固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合について

固定資産について、翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定を行った場合には、使用しなくなる日において減損を認識することとし、その決定が将来の財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる場合には、それまでの間、当該資産の概要等について注記しなければならない。

<注8>固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することについて

- 1 固定資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在することとは、例えば、保守管理が経常的に行われており、かつ、地方独立行政法人の年度計画等においても将来の使用稼動が確実に見込まれている場合をいう。
- 2 固定資産の全部又は一部の使用が想定されるか否かの判断は、すべて実態によって行わなければならない。

第5 減損額の測定

減損が認識された固定資産について、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回るときは、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しなければならない。（注9）

<注9>回収可能サービス価額について

- 1 回収可能サービス価額とは、当該資産の正味売却価額と使用価値相当額のいずれか高い額をいう。
- 2 正味売却価額とは、固定資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される額をいう。
- 3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいう。
- 4 使用価値相当額とは、減価償却後再調達価額をいう。ただし、減価償却後再調達価額を算出することが困難である場合には、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用が想定されていない部分（使用しないという決定を行った部分を含む。以下同じ。）以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いることができる。
- 5 減価償却後再調達価額とは、固定資産の全部又は一部につき使用が想定されていない部分以外の部分が有するサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、減価償却累計額（当該資産を減損が認識された資産の使用期間と同じ期間使用した場合に計上される額をいう。）を控除した価額をいう。

第6 減損額の会計処理

固定資産の帳簿価額と回収可能サービス価額との差額（以下「減損額」という。）については、次のように処理するものとする。

- (1) 地方独立行政法人会計基準の「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。（注10）
- (2) 地方独立行政法人会計基準の「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について減損が発生した場合において、その

減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。

- (3) 地方独立行政法人会計基準の「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産以外の償却資産について減損が発生した場合には、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上する。

<注10>中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについて

中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことについては、固定資産に減損が生じた原因が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画の想定範囲内の業務運営を行わなかったこと又は中期計画等又は年度計画の想定範囲外の業務運営を行ったことにより生じたものであることが明確である場合とし、それ以外の場合は、中期計画等又は年度計画で想定した業務運営が行われたものとする。

中期計画等又は年度計画で想定した業務を行わなかったこと及び想定範囲外の業務運営を行ったこととは、例えば、中期計画等又は年度計画で定めた施設の利用促進方を講じなかったこと等経営上必要な措置を採らなかったため、中期計画等又は年度計画で定めた年間利用予定者数を確保できなかった場合などが該当する。

第7 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理

地方独立行政法人会計基準の「第79 運営費交付金の会計処理」、「第81 補助金等の会計処理」及び「第83 寄付金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額については、次のように処理するものとする。

- (1) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行わなかったことにより生じたものであるときは、当該減損額を減損損失の科目により当期の臨時損失として計上するとともに、資産見返負債を利益剰余金（地方独立行政法人法第40条第1項に規定する積立金）に振り替える。
- (2) 減損が、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じたものであるときは、当該減損額は損益計算書上の費用には計上せず、資産見返負債を減額する。

第8 行政サービス実施コスト

地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

第9 貸借対照表における表示

1 減損が認識された固定資産（無形固定資産を除く）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行うものとする。

（注11）

2 減損が認識された無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損額を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行うものとする。

＜注11＞減損損失累計額について

減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政サービス実施コスト計算書に計上された損益外減損損失相当額の累計額が含まれる。

第10 減損処理後の会計処理

1 減損処理を行った固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却を行わなければならない。

2 減損の戻入は、行ってはならない。

第11 注記

1 減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(2) 減損の認識に至った経緯

(3) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

(4) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

(5) 回収可能サービス価額が、

ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要

イ 使用価値相当額である場合には、その旨、採用した理由及び算定方法の概要

2 「第3 減損の兆候」2(1)から(4)までに掲げる減損の兆候が認められた場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

(2) 認められた減損の兆候の概要

(3) 減損の兆候の有無について、「第3 減損の兆候」3に基づき、複数の固定資産を

一体として判定した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認められた理由

(4) 「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

3 「第3 減損の兆候」2(5)に規定する使用しないという決定を行った場合であって、その決定が翌事業年度以降の特定の日以後使用しないという決定である場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。

(1) 使用しないという決定を行った固定資産の用途、種類、場所等の概要

(2) 使用しなくなる日

(3) 使用しないという決定を行った経緯及び理由

(4) 将来の使用しなくなる日における帳簿価額、回収可能サービス価額及び減損額の見込額

第2章 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準及び注解

第1 本基準の目的及び減損の定義

1 公営企業型地方独立行政法人に適用される固定資産の減損に係る会計基準（以下「本基準」という。）及び固定資産の減損に係る会計基準注解は、貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び公営企業型地方独立行政法人の経営成績を明らかにすることを目的とする。

2 固定資産の減損とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。

第2 対象資産

本基準は、固定資産を対象に適用する。ただし、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解（以下「公営企業型地方独立行政法人会計基準」という。）に減損処理に関する定めがある固定資産については、対象資産から除くこととする。（注1）

<注1> 公営企業型地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について

公営企業型地方独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 投資有価証券（関係会社株式又は関係会社有価証券を除く。）

(2) 関係会社株式

- (3) その他の関係会社有価証券
- (4) 長期貸付金（役員、職員又は関係法人に対する長期貸付金を除く。）
- (5) 役員又は職員に対する長期貸付金
- (6) 関係法人長期貸付金
- (7) 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- (8) 長期前払費用
- (9) 未収財源措置予定額

第3 減損の兆候

固定資産又は固定資産グループ（「第8 固定資産のグルーピングの方法」における最小の単位をいう。）に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）がある場合には、当該固定資産又は固定資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること（注2）（注3）
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること（注4）（注5）
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

<注2> 事業単位別、施設別セグメント間における財政調整の扱いについて

公営企業型地方独立行政法人は利益の獲得を目的としていないことから、中期計画において、事業単位別、施設別のセグメント間の財政調整を行うことを前提に、法人全体の損益収支の均衡を予定しているケースがある。このようなケースにおいて、中期計画にセグメント別の収支計画又は資金計画が定められている場合には、減損の兆候の把握等に当たっての損益又はキャッシュ・フローについては、中期計画におけるセグメント別の収支計画又は資金計画に定められた損益又はキャッシュ・フローとの比較を考慮して行われることとなる。

<注3> 運営費負担金、運営費交付金及び補助金等について

営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローには、経常費用に対する運営費負担金、運営費交付金及び補助金等を含む。

<注4> 回収可能価額について

- 1 回収可能価額とは、固定資産又は固定資産グループの正味売却価額と使用価値の

いずれか高い方の金額をいう。

2 正味売却価額とは、固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額をいう。

3 時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

4 使用価値とは、固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。

<注5>固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化について

固定資産又は固定資産グループが使用される範囲又は方法について生ずる当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化とは、固定資産又は固定資産グループが使用されている事業を廃止又は再編成すること、当初の予定よりも著しく早期に固定資産又は固定資産グループを処分すること、固定資産又は固定資産グループを当初の予定と異なる用途に転用すること、固定資産又は固定資産グループが遊休状態になったこと等をいう。

第4 減損損失の認識

1 減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。

2 減損損失を認識するかどうかを判定するために割引前将来キャッシュ・フローを見積る期間は、固定資産の経済的残存使用年数又は固定資産グループ中の主要な償却資産の経済的残存使用年数とする。(注6)

<注6>主要な償却資産について

主要な償却資産とは、固定資産グループの償却資産のうち将来キャッシュ・フロー生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。

第5 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された固定資産又は固定資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、原則として当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

第6 将来キャッシュ・フロー

- 1 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、当該公営企業型地方独立行政法人に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る。
- 2 将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、固定資産又は固定資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮する。(注7)
- 3 将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額とする。(注8)
- 4 固定資産又は固定資産グループに関連して間接的に生ずる支出は、関連する固定資産又は固定資産グループに合理的な方法により配分し、当該固定資産又は固定資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際し控除する。
- 5 将来キャッシュ・フローには、利息の支払額を含めない。

＜注7＞将来の設備の増強等の取扱いについて

計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積る。

＜注8＞将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて

将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる。ただし、減損損失を認識するかどうかを判定する際に見積られる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、このリスクを反映させない。

第7 使用価値の算定に際して用いられる割引率

使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した利率とする。

固定資産又は固定資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、割引率に反映させる。(注8)

第8 固定資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる固定資産のグルーピングは、他の固定資産又は固定資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

第9 固定資産グループについて認識された減損損失の配分

固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合

理的な方法により、当該固定資産グループの各構成資産に配分する。

第10 共用資産の取扱い

- 1 共用資産に減損の兆候がある場合に、減損損失を認識するかどうかの判定は、共用資産が関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。(注9)(注10)
- 2 共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を認識するかどうかを判定するに際しては、共用資産を含まない各固定資産又は固定資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較する。この場合に、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分する。(注11)
- 3 共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する固定資産又は固定資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、共用資産の帳簿価額を各固定資産又は固定資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定することができる。この場合に、固定資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共用資産の配分額を含む当該固定資産グループの各構成資産に配分する。

<注9>共用資産について

共用資産とは、複数の固定資産又は固定資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する固定資産をいう。

<注10>共用資産に係る減損の兆候の把握等について

共用資産に係る固定資産のグルーピングを、共用資産が関連する複数の固定資産又は固定資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う場合、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、まず、固定資産又は固定資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う。

<注11>共用資産に配分される減損損失が過大な場合について

共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を合理的な基準により各固定資産又は固定資産グループに配分する。

第11 減損処理後の会計処理

- 1 減損処理を行った固定資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。
- 2 減損損失の戻入は、行わない。

第12 貸借対照表における表示

- 1 減損処理を行った固定資産（無形固定資産を除く。）の貸借対照表における表示は、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する方式で行う。（注12）
- 2 減損処理を行った無形固定資産の貸借対照表における表示は、減損処理前の帳簿価額から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の帳簿価額とする形式で行う。

<注12>減損損失累計額について

減損損失累計額には、損益計算書に計上された減損損失の累計額だけでなく、行政サービス 実施コスト計算書に計上された損益外減損損失相当額の累計額が含まれる。

第13 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、臨時損失とする。

第14 資産見返負債を計上している固定資産に係る減損損失の会計処理

公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」及び「第82 寄附金の会計処理」の規定により資産見返負債を計上している固定資産の減損処理を行う場合には、当該固定資産に係る資産見返負債について、減損損失に対応する額を取り崩して、当該取崩額を原則として臨時利益に計上する。

第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理

- 1 特定施設（公営企業型地方独立行政法人会計基準の「第16 流動負債」注解12に規定する特定施設をいう。）である固定資産の減損損失は損益計算書上の費用には計上せず、損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上する。
- 2 上記の場合における減損損失は、行政サービス実施コストに属するものとし、行政サービス実施コスト計算書において、損益外減損損失相当額の科目により、損益外減価償却相当額の次に区分して表示しなければならない。

第16 注記

- 1 公営企業型地方独立行政法人の財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
 - (1) 「第8 固定資産のグルーピングの方法」に規定する固定資産のグルーピングの具体的な適用方法
 - (2) 「第10 共用資産の取扱い」に規定する共用資産として扱われる固定資産の概要及び減損の兆候の把握等における当該共用資産の取扱いの方法

- 2 減損損失を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。
 - (1) 減損損失を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
 - (2) 減損損失の認識に至った経緯
 - (3) 減損損失のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳
 - (4) 回収可能価額が、
 - ア 正味売却価額である場合には、その旨及び算定方法の概要
 - イ 使用価値である場合には、その旨及び算定方法の概要
- 3 減損の兆候が認められた場合（減損損失を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。
 - (1) 減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
 - (2) 認められた減損の兆候の概要
 - (3) 減損損失の認識に至らなかった理由

第17 経過措置

- 1 本基準の適用開始前に設立された公営企業型地方独立行政法人において、設立団体から承継する権利に係る固定資産の価額が回収可能価額に比して過大な価額で評価されていた場合には、本基準の適用が開始された最初の事業年度又は当該事業年度以後最初に作成される中期計画に係る最初の事業年度若しくは当該事業年度以後最初に行われる中期計画の変更後の最初の事業年度の期首において、当該承継された権利に係る固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額することができる。この場合、当該固定資産の貸借対照表における表示は、「第12 貸借対照表における表示」により行う。
- 2 当該減額相当額については、「第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」に定める減損損失と同様に処理するものとする。